

## 水産廃棄物の処理

### 【基本的事項】

- ・水産廃棄物には、魚体そのものあるいは水産加工品（容器包装されているもの）の主に 2 種類が挙げられる。
- ・公衆衛生の確保を念頭におき、処理・処分を行う際には、まず腐敗物への対応を優先し、市中と往来から速やかに排除、もしくは腐敗を遅らせる措置（石灰散布など）をとる。
- ・緊急度に応じて、し尿処理施設等への投入、焼却、環境水での洗浄、限定的な海洋投棄等の方法を、関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う。

### 【腐敗性のある廃棄物への対応】

- ・腐敗性のある水産廃棄物への対応（優先順位）は下表のようになる。
- ・発生量が多く、腐敗が進むような場合は、緊急的な対応としては、【3】および【5】、【6】が現実的と考えられる。腐敗性のある廃棄物が付着した紙製容器の量が多い場合には、【7】も検討する。

表 1 水産廃棄物への対応策の例

最優先 Best	【0】利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。
次善 Better	【1】腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。
緊急時 Emergency	【3】石灰（消石灰）を散布する。段ボールなどを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】ドラム缶等に密閉する。 【5】海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。 【6】粘土質の土地、または底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。 【7】市中から離れた場所で野焼きする。

### 【東日本大震災の事例：陸前高田市の事例】

水産加工場の倒壊により多量に流出した水産物は、手の施しようがないまま腐敗していき、悪臭・害虫発生など環境衛生の悪化を招いており、震災後地域の方にとっての大きな悩みとなっていた。この健康・生活環境被害の原因除去を最優先に捉え、腐敗した水産廃棄物やそれらと混合しているガレキ（悪臭ガレキ）の処理について、2011 年 5 月に先ず着手した。この際には、太平洋セメントでの原燃料化と、海洋投棄の 2 種類の方法で処理を遂行した。原因除去を優先実施したことにより、次年度以降の悪臭・害虫発生はほぼ滅失されている。

表 2 2012 年 水産廃棄物・悪臭がれき処理

	地区	時期	廃棄物	数量 (t)	処理
1	長部	5 月	サンマ・鮭	10	袋詰め 太平洋セメント原燃料化
2	脇ノ沢	6 月	イカ・ワカメ	65	袋詰め 太平洋セメント原燃料化
3	広田漁港	6 月	悪臭ガレキ	5,666	選別・破碎（50mm アンダー）
4	上長部	6～8 月			太平洋セメント原燃料化
5	長部漁港	7 月	サンマ・鮭・カニ	4,000	選別（梱包材等除去） 海洋投棄
TOTAL				9,741	-

出典：「陸前高田市における災害廃棄物処理」（都市清掃 Vol.66 No.312 2013.3）

【海洋投棄の具体的な方法】

- ・ プラスチックや紙等の容器をできるだけ分離した当該廃棄物を、輸送途中で流出しにくく、かつ外洋で海水が入るようにするため、漁網等の用具を用いて海洋投棄する。
- (例) 防波堤の外(外海)にトロール網や底引き網のような大きな網で囲んだスペースをつくり、その中に重機で踏んで破袋した廃棄物を、分別せずにショベルローダー等で投入し、網ごと外洋にもっていき定置網のようにしておく。

【東日本大震災における「海洋汚染防止法の特例」としての緊急告知】

海洋汚染防止法第 10 条 2 項第 6 号において、緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であって、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従ってするものについては、海洋投入が禁止される廃棄物から除外されている。

東日本大震災においては、宮城県及び岩手県に対して環境省から、指定された条件下での緊急的な海洋投入処分を認める告知「緊急的な海洋投入処分に関する告示(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準)」が交付された。